

広島市教育委員会規則第 4 号

令和 7 年 9 月 2 6 日

広島市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 広島市学校給食センター条例施行規則（昭和 4 7 年広島市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 条の規定に基づき、条例」を削る。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（給食の対象範囲）

第 2 条 条例別表に定める給食の対象範囲のうち教育委員会が定めるものは、次のとおりとする。

名 称	給食の対象範囲		
広島市 北部地 区学校 給食セ	安佐 南区	小学校	広島市立八木小学校及び広島市立川内小 学校
		中学校	広島市立城山北中学校、広島市立安佐中 学校及び広島市立安佐南中学校

ンター	安佐 北区	小学校	広島市立井原小学校、広島市立志屋小学校、広島市立高南小学校、広島市立三田小学校、広島市立狩小川小学校、広島市立深川小学校、広島市立亀崎小学校、広島市立真亀小学校、広島市立落合東小学校、広島市立大林小学校、広島市立三入小学校、広島市立三入東小学校、広島市立可部小学校、広島市立可部南小学校、広島市立亀山小学校、広島市立亀山南小学校、広島市立鈴張小学校、広島市立飯室小学校、広島市立筒瀬小学校及び広島市立日浦小学校
		中学校	広島市立白木中学校、広島市立高陽中学校、広島市立亀崎中学校、広島市立落合中学校、広島市立口田中学校、広島市立三入中学校、広島市立可部中学校、広島市立亀山中学校、広島市立清和中学校及び広島市立日浦中学校

第2条 広島市学校給食センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条の表広島市北部地区学校給食センターの項中「広島市立落合東小学校」の右に「、広島市立落合小学校」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 7 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。